

「非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法  
第四百四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令案」  
に関する意見募集の結果について

法務省民事局参事官室

「非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続  
法第四百四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令案」に関す  
る御意見の募集を下記要領にて行ったところ、4通の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取  
りまとめましたので、公表いたします。

御協力ありがとうございました。

記

1. 実施期間

令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで

2. 意見提出の方法

電子メール、郵送、FAX

【本件に関するお問い合わせ先】

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5967）

**「非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法  
第四百四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令案」  
に関する意見募集の結果について**

**第 1 意見数・・・4通**

**第 2 意見の概要及び意見に対する当省の考え方**

意見の概要	意見に対する当省の考え方
<p>意見 1 第 1 条（公告の方法）について賛成する。本省令案に基づく公告も供託された事実を広く一般に知らせるためには、特定不能土地等管理命令と同様に公告の方法を用いるのが相当である。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
<p>意見 2 第 2 条（公告事項）について第 2 条のとおり規定することに賛成するが、同条第 1 項第 1 号において、共有物である土地又は共有物である建物の共有持分を対象として所有者不明土地（建物）管理命令が発せられた場合には、当該持分の表示も公告対象とされたい。</p> <p>所有者不明土地（建物）管理命令において共有持分を対象として所有者不明土地（建物）管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地（建物）を公告事項としているが、加えて所有者不明土地（建物）管理命令の対象が共有持分であることを明らかにすべきである。</p>	<p>共有持分について所有者不明土地・建物管理命令が発令された場合には、その旨が不動産登記記録において明らかにされる予定です（改正非訟事件手続法第 90 条第 6 項参照）。</p> <p>そのため、管理命令の対象土地・建物の所在事項を公告事項とすれば（本省令案第 2 条第 1 項第 1 号）、関係者は、当該土地・建物の不動産登記記録を参照することにより、供託の基礎となった管理命令の対象が共有持分であることを容易に認識することができることから、省令案については、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 3 (1) その他 異議なし。空き家対策と共に急がれる。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
<p>意見 3 (2) その他 日本司法書士連合会としても、本制度が適切に実施されるよう、国、地方自治体、関連団体等との連携を深めるとともに、</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>

<p>本制度の広報・周知など、所有者不明土地問題に関して、関係各所と協力体制等を構築し、新たな管理制度の円滑な運用を支援することができる体制を整備するものである。</p>	
<p>意見3(3) その他 省令案に賛同する。日本土地家屋調査士会連合会は、今後も所有者不明土地の解消に協力する。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
<p>意見3(4) その他 一応、述べておくが、記録については基本として永年保存（あるいは登記履歴と同じ期間の保存）するようにされたい。 恐ろしい事に、日本の裁判所は、公示送達の場合などにおいても、その記録の台帳を作っていないという悲惨な状況が存在するようなのであるが（その様な地獄の様な状況が戦後数十年続いてきたのは法務省の司法法制についての無考慮も大きな原因である。全員が、実務無能であり、犯罪的な者達であると言えるところである。日本国が、司法を適切に扱ってこなかった、その証拠の一つであろう。）、公正性・問題事態の検証及び回復可能性のために、その様な事は決して許されるものではない事をちゃんと認識されたい。 公告について、事務について、ちゃんとした記録の保存を行う事を法令での制度として行う事を求める。 また、加えてであるが、法務省は、日本の不法としか言いようの無い裁判所（公示送達の記録台帳を作っていない、というのは間違いなく不法としか言いようがないのである。一般に、社</p>	<p>本意見募集の対象外の御意見として承ります。</p>

会では、そういう態度の不適切事務を、故意に行っているものと見なすはずであるが、当方もその様な日本の裁判所（最高裁判所事務総局）の問題ある実態について、故意のものとする。）に、公示送達についての記録を基本として永年保存（あるいは書面について数十年、電磁的記録について永年でもよいが。）するように促すようにされたい。（当たり前に行うべき事を全く行っていない最高裁判所事務総局には国民として絶望と蔑視を禁じ得ない。他にも訴訟における調書の関係者への書記官からの基本としての交付の制度が無い事や、特別送達における送達事項証明書の控えの無交付、また情報公開の停滞や問題ある裁判官の通報制度の無周知などの問題があるが、司法をまともにする気があるように思われないのである。日本の法務系公務員は皆、国をまともにする努力を（故意的に）放棄しているように思われる。）

意見は以上である。